

とっとり住まいの支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第20130019294号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (定義) 第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 横架材 水平方向に架け渡される部材のうち梁（小屋梁、登り梁及び床梁を含む。）、桁（軒桁を含む。）及び胴差しをいう。</u></p> <p><u>(8) 県産内外装材 県産材を使用した内装仕上げ材及び外装仕上げ材で含水率20パーセント以下のもの（木塀及び門に使用するものを含む。）をいう。</u></p> <p><u>(9) 住民票 市町村長が交付する世帯全員の氏名、出生の年月日、世帯主又は世帯主との続柄、当該市町村の住民となった年月日、住所及びその住所を定めた年月日並びに当該市町村に転居する前の住所（ただし、三世帯同居等世帯に該当する場合で、当該市町村の区域内において新たに住所を変更した者は、その直前の住所を含む。）が記載された住民票の写しをいう。</u></p> <p><u>(10) 子育て世帯等 次に掲げる要件のうち、申請日時点でいずれか1以上を満たす世帯をいう。</u> ア、イ 略</p> <p><u>(11) 近居 同一小学校区内に居住すること（工事に伴う一時的なものを除く）。</u></p> <p><u>(12) 同居 同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住すること（工事に伴う一時的なものを除く）。</u></p> <p><u>(13) 三世帯 子供を含む直系三世帯以上又は夫婦とその直系尊属をいう。</u></p> <p><u>(14) 三世帯同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯（住宅を新築、増築、改築、修繕又は模様替えを行う場合は交付申請日時点、第5条第3項の登録を受けた住宅（以下「登録住宅」という。）を購入する場合は売買契約時点で、三世帯が同居（アの場合は近居を含む。）している世帯を除く。）をいう。</u></p>	<p>第1条・第2条 略 (定義) 第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 県産内外装材 県産材を使用した内装仕上げ材及び外装仕上げ材で含水率20パーセント以下のもの（木塀及び門に使用するものを含む。）をいう。</u></p> <p><u>(8) 住民票 市町村長が交付する世帯全員の氏名、出生の年月日、世帯主又は世帯主との続柄、当該市町村の住民となった年月日、住所及びその住所を定めた年月日並びに当該市町村に転居する前の住所（ただし、三世帯同居等世帯に該当する場合で、当該市町村の区域内において新たに住所を変更した者は、その直前の住所を含む。）が記載された住民票の写しをいう。</u></p> <p><u>(9) 子育て世帯等 次に掲げる要件のうち、申請日時点でいずれか1以上を満たす世帯をいう。</u> ア・イ 略</p> <p><u>(10) 近居 同一小学校区内に居住すること（工事に伴う一時的なものを除く）。</u></p> <p><u>(11) 同居 同一住宅内又は敷地が隣接する住宅に居住すること（工事に伴う一時的なものを除く）。</u></p> <p><u>(12) 三世帯 子供を含む直系三世帯以上又は夫婦とその直系尊属をいう。</u></p> <p><u>(13) 三世帯同居等世帯 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する世帯（申請日時点で三世帯が同居（アの場合は近居を含む。）している場合を除く。）をいう。</u></p>

ア～ウ 略

- (15) 伝統技能活用住宅 在来軸組工法又は伝統構法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅で、表1の左欄に掲げる伝統技能を使用し、同表の中欄の要件を満たす伝統技能の同表の右欄のポイント数の合計が4ポイント以上になるものをいう。

表1

伝統技能	要件	ポイント数
手刻み加工	木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。	4ポイント
下見板張り	県産材を使用し、外壁を40平方メートル以上施工すること。	2ポイント
左官仕上げ	40平方メートル以上の壁面を、外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他の こ て塗仕上げとし、内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他の こ て塗仕上げとすること。	2ポイント（珪藻土塗又はじゅらく塗の場合は1ポイント）
瓦ぶき	主要な屋根の過半に、国内で生産された瓦（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の規定による日本産業規格に適合したもの又はそれと同等以上の性能を有するものに限る。）を、瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（一般社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）に基づいて施工すること。	2ポイント
木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製の建具で見付面積5平方メートル以上使用すること。	1ポイント（見付面積10平方メートル以上の場合は2ポイント）
畳	県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。	1ポイント
構造材現し	居室において、小屋組又は床組みに使用した 主要な横架材 及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。	1ポイント（見上面積20平方メートル以上の場合は2ポイント）

- (16) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。

ア～オ 略

- (17) 伝統技能活用改修 県産材活用改修の場合で、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。

ア 建築大工技能（県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行う部分の見付面積（柱、梁等の構造材の見付面積を除く。）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7平方メートル以上のものに限る。）

ア～ウ 略

- (14) 伝統技能活用住宅 在来軸組工法又は伝統構法により建設し、県産材を10立方メートル以上使用する木造住宅で、表1の左欄に掲げる伝統技能を使用し、同表の中欄の要件を満たす伝統技能の同表の右欄のポイント数の合計が4ポイント以上になるものをいう。

表1

伝統技能	要件	ポイント数
手刻み加工	木材を、機械プレカット加工を使用せずに手作業（電動工具を使用する場合を含む。）で加工すること。	4ポイント
下見板張り	県産材を使用し、外壁を40平方メートル以上施工すること。	2ポイント
左官仕上げ	40平方メートル以上の壁面を、外壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、その他の こ て塗仕上げとし、内壁の場合はモルタル塗、漆喰塗、土塗壁、じゅらく塗、珪藻土塗その他の こ て塗仕上げとすること。	2ポイント（珪藻土塗又はじゅらく塗の場合は1ポイント）
瓦ぶき	主要な屋根の過半に、国内で生産された瓦（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の規定による日本産業規格に適合したもの又はそれと同等以上の性能を有するものに限る。）を、瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（一般社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）に基づいて施工すること。	2ポイント
木製建具	県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製の建具（框戸、格子戸、障子、欄間）で見付面積5平方メートル以上使用すること。	1ポイント（見付面積10平方メートル以上の場合は2ポイント）
畳	県内に本拠地を置く畳業者が製作した畳（置き畳を除く。）を6畳以上使用すること。	1ポイント
構造材現し	居室において、小屋組又は床組みに使用した 全てのはり 、桁及び母屋の下端が見える場合（壁の部分を除く。）で、当該居室（収納を除く。）の見上げ面積が10平方メートル以上の状態のこと。	1ポイント（見上面積20平方メートル以上の場合は2ポイント）

- (15) 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。

ア～オ 略

- (16) 伝統技能活用改修 県産材活用改修の場合で、次に掲げる伝統技能のうち、いずれか2以上が使用されたものをいう。

ア 建築大工技能（県産材を使用し、かつ、建築大工技能を活用して室内の見え掛かり部分（床材、壁材、天井材等）の仕上げ改修を行う部分の見付面積（柱、はり等の構造材の見付面積を除く。）と外壁の下見板張りの見付面積の合計が7平方メートル以上のものに限る。）

イ 略
ウ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具を見付面積3平方メートル以上使用するものに限る。）

（補助金の交付）
第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
（1）・（2） 略
2 本補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。
（1） 前項第1号に掲げる者に交付する補助金
表2の左欄の区分の（1）に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の（2）から（7）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の（8）に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。

表2

イ 略
ウ 木製建具（県内に本拠地を置く建具業者が製作した木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積3平方メートル以上使用するものに限る。）

（補助金の交付）
第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
（1）・（2） 略
2 本補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。
（1） 前項第1号に掲げる者に交付する補助金
表2の左欄の区分の（1）に対し同表の中欄に定める額とする。ただし、同表の左欄の区分の（2）から（7）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額）を加えた額（補助金額は100万円を限度とする。）に、同表の左欄の区分の（8）に該当する場合は、性能区分に応じて同表の中欄に定める額を加算した額とする。

表2

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	県産材を10立方メートル以上使用した場合は定額15万円。	-
(2) 県産規格材	県産規格材の使用量(立方メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。)に1万円を乗じて得た額。	県産規格材の使用量に応じた上限額は次のとおり。
		15立方メートル未満 10万円
		15立方メートル以上 20立方メートル未満 15万円
		20立方メートル以上 25立方メートル未満 20万円
		25立方メートル以上 25万円
(3) 県産機械等級区分構造材	県産機械等級区分構造材の使用量(1立方メートルに満たない端数を切り捨てる。)に 3万円 、 横架材以外は2万円 を乗じて得た額を加算した額。	30万円
(4) 県産内外装材、県産CLT材	県産内外装材を使用する場合は見付面積(1平方メートル未満は切り捨てる。)に 3千円 を乗じて得た額に県産CLT材を1立方メートル以上使用する場合は定額5万円を加算した額。	20万円
(5) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円。 (国の子育て世帯・若年夫婦世帯に対する新築又は改修の補助金を利用する者(以下「国の子育て世帯等支援補助金利用者」という。)を除く。)	-
(6) 三世代同居等世帯	三世代同居等世帯に該当する場合、定額10万円。	-
(7) 伝統技能活用住宅	伝統技能活用住宅の場合、定額20万円。	-
(1) から (4) までは県産材の材料代、(5) から (7) までは木造住宅の建設費を補助対象経費とする。		

(2) 前項第2号に掲げる者に交付する補助金

表3の左欄の区分の(1)に対し同表の中欄に定める額(同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。)とする。ただし、同表の左欄の区分の(2)から(4)までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額(補助金額は改修工事費(仕入控除税額(改修工事費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)の1/2(千円未満は切り捨てる。)又は50万円のいずれか低い額を限度とする。)とする。

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	県産材を10立方メートル以上使用した場合は定額15万円。	-
(2) 県産規格材	県産規格材の使用量(立方メートル単位とし、1に満たない端数を切り捨てる。)に1万円を乗じて得た額。	県産規格材の使用量に応じた上限額は次のとおり。
		15立方メートル未満 10万円
		15立方メートル以上 20立方メートル未満 15万円
		20立方メートル以上 25立方メートル未満 20万円
		25立方メートル以上 25万円
(3) 県産機械等級区分構造材	県産機械等級区分構造材の使用量(1立方メートルに満たない端数を切り捨てる。)に2万円を乗じて得た額。	20万円
(4) 県産内外装材、県産CLT材	県産内外装材を使用する場合は見付面積(1平方メートル未満は切り捨てる。)に 2千円 を乗じて得た額に県産CLT材を1立方メートル以上使用する場合は定額5万円を加算した額。	15万円
(5) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円。 (国のこどもエコすまい支援事業補助金利用者を除く。)	-
(6) 三世代同居等世帯	三世代同居等世帯に該当する場合、定額10万円。	-
(7) 伝統技能活用住宅	伝統技能活用住宅の場合、定額20万円。	-
(1) から (4) までは県産材の材料代、(5) から (7) までは木造住宅の建設費を補助対象経費とする。		

(2) 前項第2号に掲げる者に交付する補助金

表3の左欄の区分の(1)に対し同表の中欄に定める額(同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。)とする。ただし、同表の左欄の区分の(2)から(4)までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額(補助金額は改修工事費(仕入控除税額(改修工事費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)の1/2(千円未満は切り捨てる。)又は50万円のいずれか低い額を限度とする。)とする。

表 3

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	構造材又は下地材は県産材の使用量(0.1立方メートルに満たない端数は切り捨てる。)に2万円を乗じて得た額に、県産内外装材は見付面積(平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。)に2千円を乗じて得た額を加算した額	25万円
(2) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円(国の子育て世帯等支援補助金利用者を除く。)	-
(3) 三世代同居等世帯	三世代同居等世帯に該当する場合、定額10万円	-
(4) 伝統技能活用改修	建築大工技能は見付面積に1万1千円を乗じて得た額、左官仕上げ改修は施工面積に1万3千円を乗じて得た額、木製建具改修は、見付面積に1万9千円を乗じて得た額とする。(各伝統技能の面積は平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。)	15万円
(1)は県産材の材料代、(2)から(4)までは住宅の改修費を補助対象経費とする。		

(建売住宅の登録)

第5条 略

2 略

3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった建売住宅の登録(以下「登録」という。)を決定したときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。

4 登録住宅を建設する者(第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「建売事業者」という。)は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。

第6条～第11条 略

(実績報告の時期等)

第12条 略

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 略

表 3

区分	補助金額	上限額
(1) 県産材	構造材又は下地材は県産材の使用量(0.1立方メートルに満たない端数は切り捨てる。)に2万円を乗じて得た額に、県産内外装材は見付面積(平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。)に2千円を乗じて得た額を加算した額	25万円
(2) 子育て世帯等	子育て世帯等に該当する場合、定額10万円(国のこどもエコすまいる支援事業補助金利用者を除く。)	-
(3) 三世代同居等世帯	三世代同居等世帯に該当する場合、定額10万円	-
(4) 伝統技能活用改修	建築大工技能は見付面積に1万1千円を乗じて得た額、左官仕上げ改修は施工面積に1万3千円を乗じて得た額、木製建具改修は、見付面積に1万9千円を乗じて得た額とする。(各伝統技能の面積は平方メートル単位とし、1に満たない端数は切り捨てる。)	15万円
(1)は県産材の材料代、(2)から(4)までは住宅の改修費を補助対象経費とする。		

(建売住宅の登録)

第5条 略

2 略

3 所管事務所長は第1項の規定による申請のあった建売住宅の登録を決定したときは、様式第3号により申請者に通知するものとする。

4 前項の登録(以下「登録」という。)を受けた建売住宅(以下「登録住宅」という。)を建設する者(第8条第1項の規定による承認を受けて、その者の地位を承継した者を含む。以下「建売事業者」という。)は、登録の決定日が属する年度内に着工しなければならない。

第6条～第11条 略

(実績報告の時期等)

第12条 略

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 略

<p>(3) <u>鳥取県産材活用協議会が発行する</u>県産材の産地証明書の写し</p> <p>(4) 県産JAS製材を使用した場合は、<u>鳥取県木材協同組合連合会が発行する</u>日本農林規格県産材であることを証明する書類の写し及び含水率の測定結果写真（日本農林規格県産材であることを証明する書類の写しで含水率20%以下であることを証することができる場合を除く。）</p> <p>(5) ～ (11) 略</p> <p>(12) 伝統技能活用住宅又は伝統技能活用改修の場合は、次の伝統技能（アを除く。）の施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等の図面並びに活用する伝統技能ごとに次に掲げる書類</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 構造材現し 施工後の写真（建築主名を記載した工事看板を写し込んだもの）並びに全ての<u>梁</u>、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料</p> <p>ク 略</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>第13条～第16条 略</p>	<p>(3) 県産材の産地証明書の写し</p> <p>(4) 県産JAS製材を使用した場合は、日本農林規格県産材であることを証明する書類の写し及び含水率の測定結果写真（日本農林規格県産材であることを証明する書類の写しで含水率20%以下であることを証することができる場合を除く。）</p> <p>(5) ～ (11) 略</p> <p>(12) 伝統技能活用住宅又は伝統技能活用改修の場合は、次の伝統技能（アを除く。）の施工面積及び施工箇所を図示した立面図、展開図等の図面並びに活用する伝統技能ごとに次に掲げる書類</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 構造材現し 施工後の写真（建築主名を記載した工事看板を写し込んだもの）並びに全ての<u>はり</u>、桁及び母屋を記載した伏図（小屋伏図及び床伏図をいう。）に、居室で構造材現しになっているものを色分けした資料</p> <p>ク 略</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>第13条～第16条 略</p>
--	---

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月31日に施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この改正前に交付決定又は登録を受けた住宅に対する本補助金の額については、なお従前の例による。